

聚楽第武家屋敷地出土軒平瓦に関する一試論

一大和の瓦工人による造瓦の可能性一

山下 大輝

1. はじめに

聚楽第は、豊臣秀吉が天正14年（1586）に築城を開始し、天正16年（1588）に完成した石垣と堀で囲われた方形の平城である。秀吉の政庁・公邸としての機能をもった城とされる。天正19年（1591）に、秀吉は甥である豊臣秀次に聚楽第と関白職を譲渡した。天正16年・19年に後陽成天皇が行幸するなどした。しかし文禄4年（1595）、秀次が謀反の疑いをかけられて切腹すると同年、聚楽第は破却された。

小稿では、この聚楽第周辺に展開した大名屋敷地の範囲内で出土した軒平瓦を取り上げ、他の遺跡、特に大和で出土した同文、同一系譜資料を提示し、製作技法の比較検討より明らかになったことから着想した私見を述べる次第である。

2. 聚楽第の瓦に関する研究

聚楽第の瓦に関しては、森島康雄氏による研究が多い。むしろ森島氏による研究しか寄るところがないという状態であると指摘されている（山崎2008）。森島氏は、京都西陣公共職業安定所の庁舎改築工事に先立つ発掘調査によって検出した聚楽第東堀から出土した軒平瓦を取り上げ、型式分類を行い、大坂城跡（大阪市）・小丸城跡（福井県武生市）・坂本城跡（滋賀県大津市）・二条殿御池城跡（京都市）・伏見城跡（京都市）・大和郡山城跡（奈良県大和郡山市）資料と類似すること、勝龍寺城跡（京都府長岡京市）・山崎城跡（京都府大山崎町）と同范関係にあることを指摘した。そして型式別の同范個体数、瓦当文様構成、型式別数量から、聚楽第の瓦は他の城郭から転用されたものと築城に際して新造されたものとがあると指摘している（森島1993）。

また同氏は、聚楽第周辺から出土する金箔瓦が、北は一条通、南は下売立通、東は烏丸通、西は堀川通の範囲内に集中して分布することから、聚楽第の真東に城下町のうち、大名屋敷が配置されていたと指摘した。さらに型式の再分類を行い、工人について言及、姫路系瓦工が製作した型式の存在を指摘している。また家紋瓦の出土地点から、屋敷に住んだ大名のうちいくつかを分析している（森島1996）。また聚楽第東堀から出土する丸瓦のほとんどが糸切り（コビキA）であるのに対し、大名屋敷地範囲内から出土する丸瓦は鉄線切り（コビキB）が多いということを指摘、天正19年（1591）「京中屋敷替え」に伴って、大名屋敷地が形成されたと指摘する（森島2001）。

山崎信二氏は森島氏の42種に型式分類したもの（森島1993）をA～P群に再分類し、瓦当文様はもちろんのこと、瓦当部の面取り箇所など製作技法について、その詳細を述べている。また各群の瓦の産地についても言及し、森島氏が分析した120点のうち43点は京都産、それ以外は大坂産、

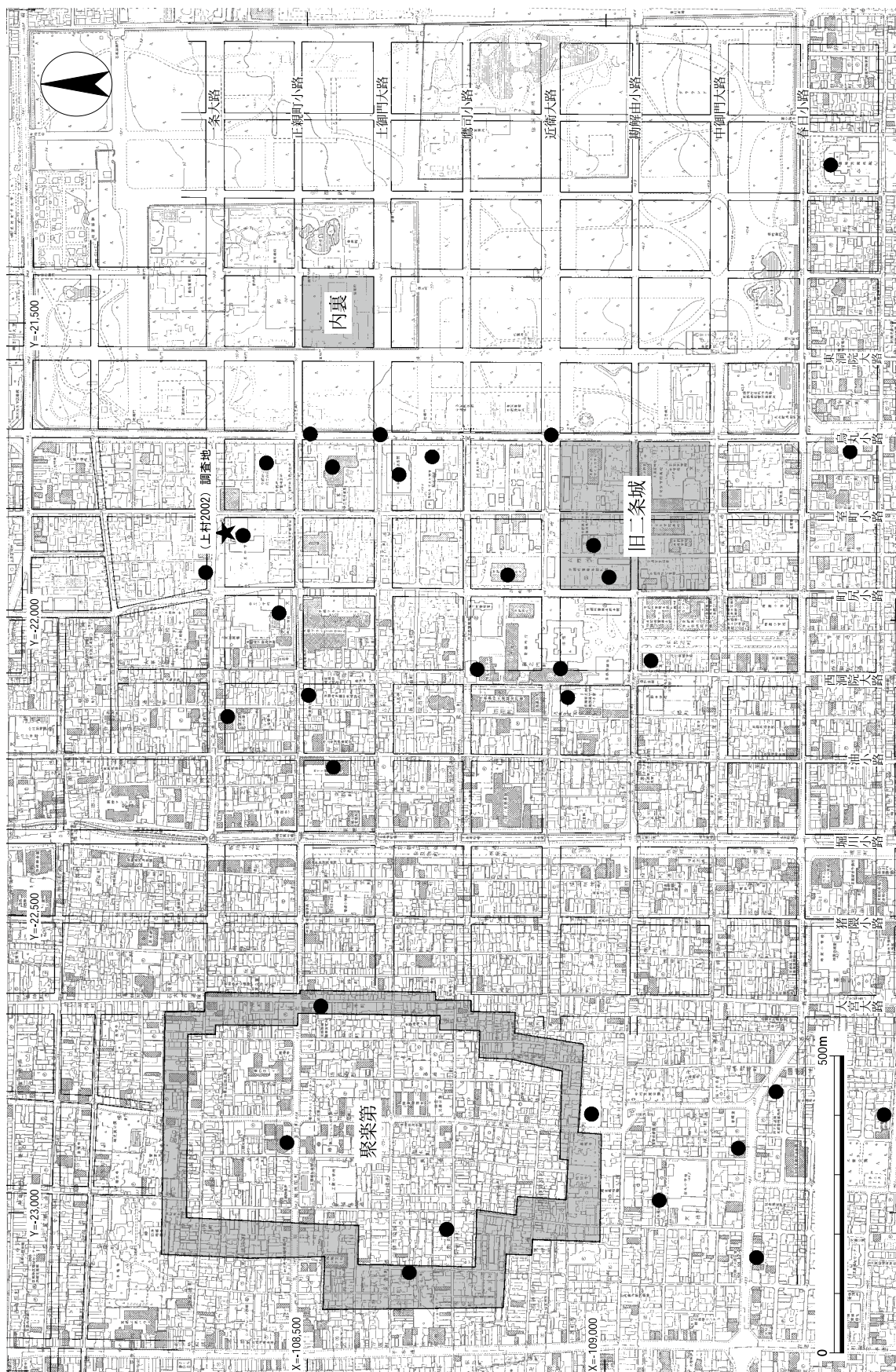


図1 平安京左京北辺三坊四町跡調査地と周辺金箔瓦出土地点分布図（1：10,000）（上村2002一部改変）

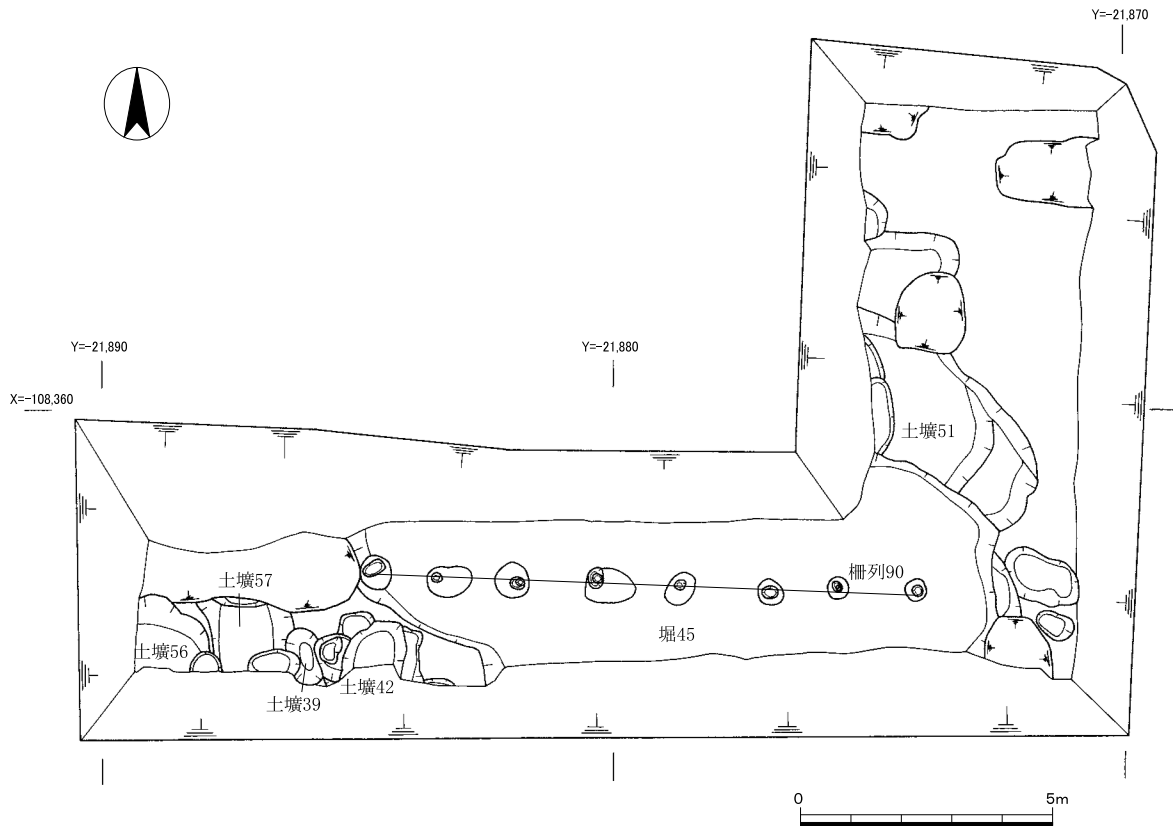


図2 平安京左京北辺三坊四町跡第2面平面図（上村2002から転載）

堺産、播磨産、和歌山産の可能性があると述べている。また大和の法隆寺との同範も指摘し、これについて聚楽第例は法隆寺で製作され、法隆寺例は大和で製作されたもので、範の摩耗から法隆寺例が後出と指摘する（山崎2008）。

以上のとおり、聚楽第の瓦の研究は現状として、森島氏によって基礎的な研究を積み重ねられ、近年山崎氏によって、同範関係の再検討や製作技法及び胎土の比較などから、各型式それぞれの産地について明らかにするに至っている。

3. 平安京左京北辺三坊四町跡出土の軒平瓦

2002年に行われた平安京左京北辺三坊四町跡での発掘調査において、江戸時代初頭に大量の金箔瓦などで埋められた堀45が検出された（図1・2）。この調査地一帯は、聚楽第に伴う大名屋敷、武家屋敷が建ち並んでいたと考えられている（森島1996・上村2002）。上村和直氏は、この調査で出土した軒瓦を軒丸瓦7類、軒平瓦17類に分類した（上村2002）（図3）。

本論では、軒平瓦6類（以下、「聚楽第城下町6類」）（図3-10）を取り上げる。この聚楽第城下町6類は、中心飾りが特徴的で「唐草が交叉する」（上村2002）、「釣鐘状」（佐川1992）などその文様に対する記述が多様である。筆者が実見したところでは、唐草文の流れから唐草は交叉して左右に流れており、「釣鐘」を表現したものではないと考える。またこの唐草は連続唐草文として、第3唐草文まで一連の流れで成立している。そのため「中心飾り」として、唐草文が交叉するという表現も正確ではないと考える。左右の唐草が始まる下に配される横向きのS字状の線に注目す

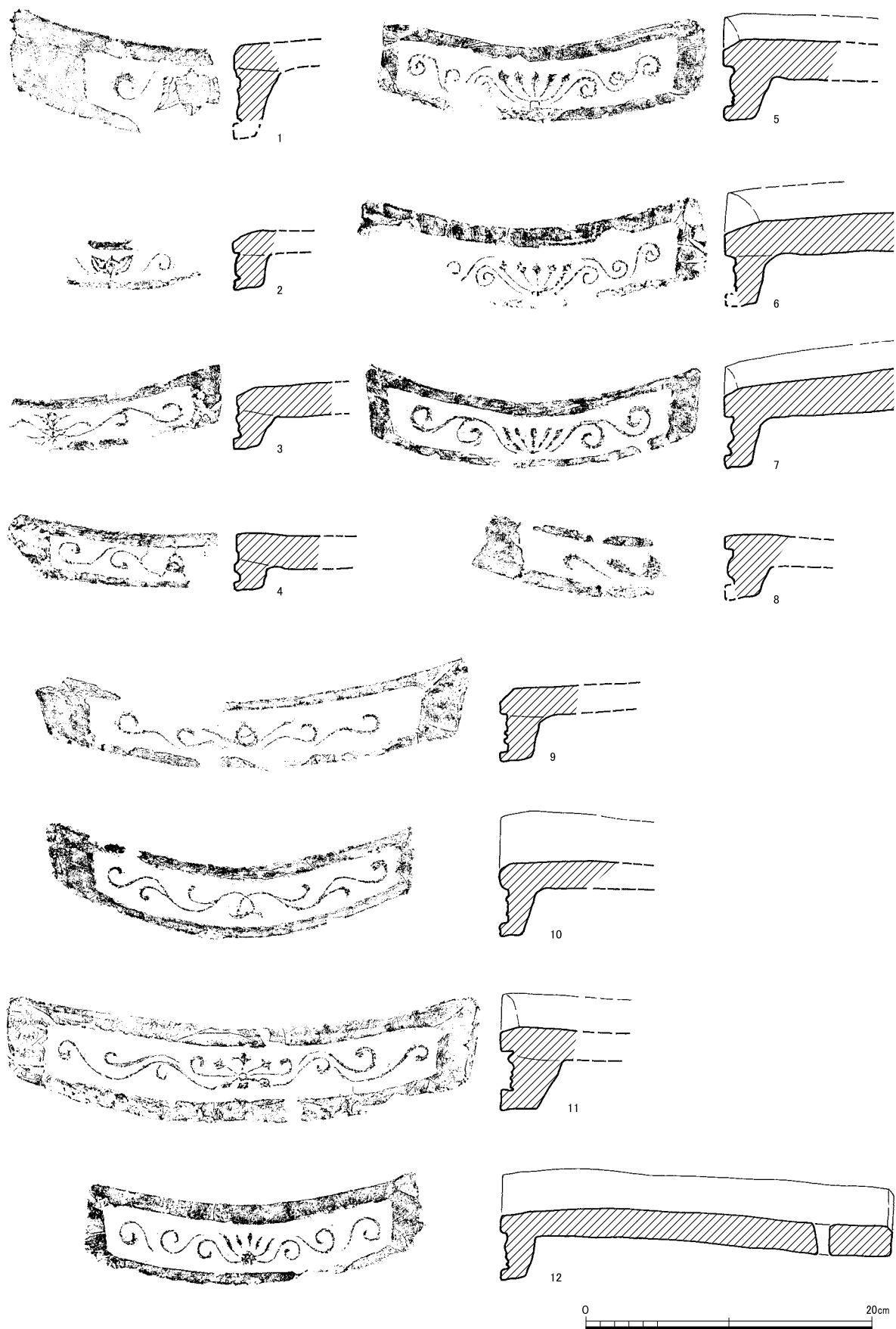


図3 平安京左京北辺三坊四町跡出土軒平瓦拓影・実測図（1：4）（上村2002一部改変）

ると、筆者は楷書の「一」の字を発意するのである。毛筆で「一」を楷書する際、起筆から送筆に移り、最後は収筆となる。つまりいうならば、中心飾りは「一の字」が適しているのではないかと考える。つまり「一の字唐草文軒平瓦」という名称が妥当であると考え。瓦当成形法は顎貼り付け技法で、瓦当上外区外縁、顎端面後縁の2箇所面に面取りを施す。

また聚楽第城下町6類の製作年代、機能年代は、廃棄年代から考えて聚楽第とそれに伴う武家屋敷に関連する施設に葺かれたものと思われる。従って聚楽第が築城された天正14年（1586）頃を上限にし、廃城となった文禄4年（1595）を下限として考える。

4. 「一の字唐草文軒平瓦」の展開

大和郡山城跡

西ノ京丘陵の南端部に位置する平山城。天正8年（1580）に筒井順慶が築城し入城。天正13年（1585）に豊臣秀吉の弟 豊臣秀長が大和・紀伊・和泉の100万余石で入封。本格的な城郭としての骨格は、秀長によって形成されたと考えられる。

大和郡山城跡は、複数回の発掘調査が行われている。そのうち東隅櫓及び向櫓跡から出土した軒瓦は型式分類が行われ、軒丸瓦・軒平瓦ともに瓦当文様、製作技法などについてそれぞれの詳細が示されている（山川1995・1999）。これらの出土瓦は、すでに聚楽第出土の軒平瓦との類例が指摘されている（森島1993・山川1999）。

軒平瓦120 A型式（山川1999）（以下、「大和郡山城120 A型式」）（図4-1）は、聚楽第6類（上村2002）（図3-10）の瓦当文様と類似する。これは先述した森島氏による指摘にはない個体である。個体は中心飾りと第1唐草文までを残すのみであるが、中心飾りは緩やかにわずかな弧状を呈する一の字である。瓦当成形法は顎貼り付け技法であり、瓦当部及び顎部のうち上外区外縁、顎端面後縁の2箇所面に面取りを施す。120 A型式（山川1999）は、法隆寺261 B型式と同文であることが指摘されている（山川1999）。大和郡山城120 A型式の製作時期は、筒井氏が大和郡山城を築城した天正8年（1580）を充てることができる。と考える。

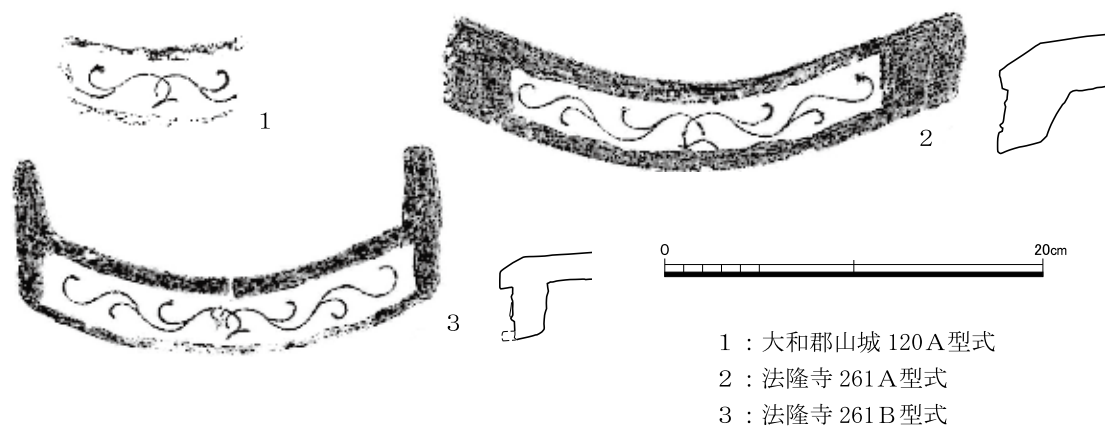


図4 一の字唐草文軒平瓦拓影図及び実測図（1：4）

法隆寺資料

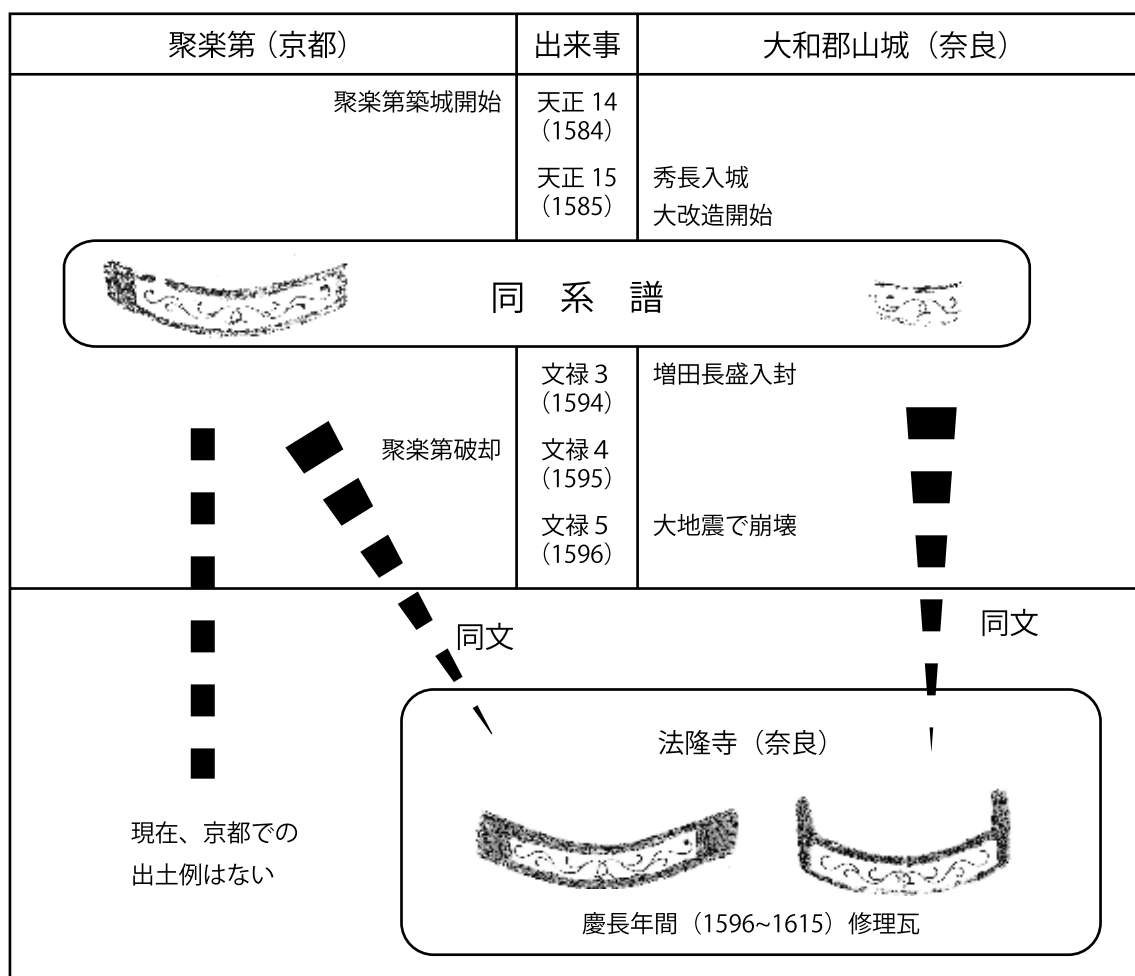
法隆寺は、7世紀初頭に造営が開始された国内最古の寺院の一つである。法隆寺の瓦資料は、軒瓦は古代から近代までの型式分類がなされ、製作技法や銘文瓦、道具瓦などに関する調査がなされている（毛利光・佐川・花谷1992）。

聚楽第城下町6類の類似資料として、法隆寺261A型式・261B型式が挙げられる（図4-2・3）。法隆寺261A型式は、先述したが大和郡山城120A型式（山川1999）と同文が指摘されている。瓦当成形法は顎貼り付け技法で、面取りは上外区外縁、顎端面後縁の2箇所施す。法隆寺261B型式は、聚楽第城下町6類と同文である。瓦当成形法は顎貼り付け技法で、面取りは上外区外縁、顎端面後縁の2箇所に施す。

この法隆寺261A・B型式は、どちらも慶長期（1596～1615）の修理瓦として指摘されており（佐川1992）、文様構成は中心飾りの「一の字」文の形態に若干の差異が認められるのみである。この法隆寺出土資料で261A・B型式が近世法隆寺の瓦として機能していたことは明らかである。

同文と系譜（図5）

聚楽第城下町6類、大和郡山城120A型式、法隆寺261A・B型式の同異・同文関係を明らかにした。ここで改めて、法隆寺261A・B型式に注目する。この2つの個体は、いずれも慶長期



(1596～1615)の修理瓦として指摘されていること、瓦当文様が非常に類似すること、また後述するが面取り箇所などの製作技法が同一であることから、この瓦を製作した工人は非常に近い存在もしくは同一である可能性が少なからず考えられる。つまり法隆寺261 A・B型式は同一系譜の個体であると考ええる。

このことを踏まえたうえで、聚楽第城下町6類と大和郡山城120 A型式に注目すると、互いに法隆寺型式と同文である。このことから聚楽第城下町6類と大和郡山城120 A型式は当然ながら同一系譜の資料であるといえることができる。

製作技法による照合

中・近世瓦の瓦製作工人系統の同定は、古代瓦と同様に、瓦当文様の系譜はもちろんであるが製作技法の差異によって明らかになる。既存研究においては、瓦当貼り付け技法・顎貼り付け技法などの瓦当成形法や瓦当部及び顎部への面取り箇所によってその工人系統についての検討がなされている。本稿で着目する製作技法は、瓦当面及び顎部への面取り箇所である。既にこの面取り箇所の差異によって工人差が見出される可能性は指摘され、特に大和の瓦工人の製品にみられる特徴として、上外区外縁と顎端面後縁に面取りを施すとの指摘がなされている(田中2004・山崎2000・2008)。

今回検討した聚楽第城下町6類、大和郡山城120 A型式、法隆寺261 A・B型式の4点はいずれも瓦当面上外区外縁、顎端面後縁の2箇所にのみ面取りが施されている。これにより、先行研究を享受すると、大和の工人による製品であることを考えることができる。

聚楽第大名屋敷屋根瓦の造瓦工人の推察

ここまで「一の字唐草文軒平瓦」の系譜関係と、聚楽第武家屋敷出土資料が少なくとも大和郡山城、聚楽第から法隆寺に展開していくことを明らかにした。また製作技法も面取り箇所が同一であることも明らかにした。ではこれをどのように評価することができるか。まず瓦当文様は、聚楽第、大和郡山城を遡る年代が充てられる遺跡からの出土は確認されていない。また製作技法は、既存研究で指摘されているように大和の工人による製品であるとされる特徴をいずれの資料も示す。

これらのことから、この「一の字唐草文軒平瓦」は、聚楽第とそれに伴う武家屋敷建設時に登場したもので、かつ大和の工人によって製作されたものであるということが言える。つまり聚楽第城下町の瓦を製作した工人たちの一角に、大和の瓦工人も存在したということが考えられる。

5. 小結と展望

「一の字唐草文軒平瓦」のうち、聚楽第大名屋敷・大和郡山城・法隆寺資料を比較検討し、その製作技法の特徴から、大和の瓦工人による製品である可能性を述べた。今回、検討点数がわずかであり、かつ聚楽第、聚楽第城下町で出土する他の型式との比較も行うことができなかったこと、また面取り箇所による工人系統の比定については先行研究の推論を引用し数量的データによる検証が行うことができなかったことは、今後の課題である。ただ本稿は、今後の研究過程において一つの仮定として身を置くことができるのではないかと考える。

今回取り上げた「一の字唐草文軒平瓦」の他に、聚楽第7類（上村2002）（図3-11）が、天神山城（岡山県備前市）、岡山城（岡山県岡山市）、姫路城（兵庫県姫路市）などで出土するものと同文であり、照合によっては同範となる可能性もある。今後さらに同異範照合、系譜を検討し、聚楽第や大和郡山城をはじめとする豊臣関連の城郭の瓦製作に召集された各地の工人の解明やその後の展開について検討していきたい。

引用・参考文献

- 上村和直2002『平安京左京北辺三坊四町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2002-9（財）京都市埋蔵文化財研究所
- 佐川正敏1992『昭和資財帳 法隆寺の至寶 瓦』第15巻 法隆寺昭和資財帳編集委員会
- 十文字健2015「郡山城天守台発掘調査の概要」『豊臣期の郡山城』第18回こおりやま歴史フォーラム 大和郡山市教育委員会
- 田中幸夫2004『播磨の中世瓦：瓦が語る神社・寺・城跡』
- 本弥八郎1993「左京北辺三坊」『昭和63年度 京都市埋蔵文化財調査概報』（財）京都市埋蔵文化財研究所
- 森島康雄1993「聚楽第跡出土の軒平瓦」『京都府埋蔵文化財情報』第49号（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 森島康雄1994「聚楽第と城下町の瓦」『織豊城郭』第2号 織豊期城郭研究会
- 森島康雄1996「聚楽第周辺の金箔瓦ー聚楽第城下町復原に向けてー」『京都府埋蔵文化財論集』第3集（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 森島康雄2001「聚楽第と城下町」『豊臣秀吉と京都ー聚楽第・御土居と伏見城ー』文理閣
- 山川均1995「郡山城出土の軒瓦について」『織豊城郭』第2号 織豊期城郭研究会
- 山川均1999「大和郡山城の軒瓦」『大和郡山城』城郭談話会
- 山崎信二2008『近世瓦の研究』独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所